

**令和7年第1回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和7年3月5日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	6	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	7	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
議案	8	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案	9	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案	10	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案	11	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	12	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	13	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	29
議案	14	泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	15	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案	16	泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	39

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	17	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案	18	泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43

議案第6号補助資料 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例新旧対照表

第1条 泉南市附属機関に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
附属機関	担当事務	附属機関	担当事務
(略)		(略)	
泉南市公害対策審議会	市の公害対策についての調査、審議に関する事項	泉南市公害対策審議会	市の公害対策についての調査、審議に関する事項
泉南市プロポーザル方式による事業者選定委員会	市が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項	泉南市地域公共交通協議会	泉南市地域公共交通計画の策定等に関する事項
(略)		泉南市民間提案制度審査委員会	民間提案制度による事業の選定及びモニタリングに関する事項
泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会	泉南市の都市計画に関する基本方針の策定、調査に関する事項	泉南市プロポーザル方式による事業者選定委員会	市が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項
(略)		(略)	
(略)		泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会	泉南市の都市計画に関する基本方針の策定、調査に関する事項
(略)		泉南市立地適正化計画策定等委員会	立地適正化計画の策定に関する事項

第2条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
公害対策審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円	公害対策審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円
プロポーザル選定委員会委員	日額 7,500円	泉南市地域公共交通協議会委員	日額 7,500円
(略)		泉南市民間提案制度審査委員	日額 7,500円
都市計画マスタープラン策定等委員会委員	日額 7,500円	プロポーザル選定委員会委員	日額 7,500円
教育問題審議会委員	日額 7,500円	(略)	
(略)		都市計画マスタープラン策定等委員会委員	日額 7,500円
		泉南市立地適正化計画策定等委員	日額 7,500円
		教育問題審議会委員	日額 7,500円
		(略)	

議案第7号補助資料 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

第1条 職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われ</p>	<p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われ</p>

改正前	改正後
<p>ていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>ていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の</p>

改正前	改正後
<p>に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>

## 第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>

改正前	改正後
<p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

### 第3条 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

### 第4条 泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

第5条 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第38条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第39条 第23条第3項の規定による命令に違反した者は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第40条 次の各号の一に該当する者は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第38条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第39条 第23条第3項の規定による命令に違反した者は6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第40条 次の各号の一に該当する者は3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

第6条 泉南市ラブホテル建築規制条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第8条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第8条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処する。</p>

第7条 泉南市行政不服審査に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第10条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第10条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第8条 泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(泉南市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(泉南市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>

#### 第9条 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

#### 第10条 泉南市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託</p>

改正前	改正後
<p>を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>



議案第8号補助資料 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条第2項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障があ</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条第2項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>

改正前	改正後
る」と読み替えるものとする。	

## 第2条 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

議案第9号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 別表の規定の適用については、<u>令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間</u>においては、別表中「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 別表の規定の適用については、<u>令和7年4月1日から令和8年5月21日までの間</u>においては、別表中「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>



議案第10号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)</u>については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又</p>

改正前	改正後
<p>は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の6</u></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の5 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</p>	<p>は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の12</u></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の5 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限り</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするもの（任用の事情等を考慮して、規則で定めるものに限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3 第13条第1項に規定する職員が臨時または緊急の必要その他の規則で定める業務により週休日又は勤務時間条例第8条第2項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が規則で定める業務により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第29条 第4条、第14条、第15条、<u>第15条の3</u>及び第15条の5の規定は、定年前</p>	<p>でない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものその他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3 第13条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の規則で定める業務により週休日又は勤務時間条例第8条第2項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が規則で定める業務により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第29条 第4条、第14条、第15条及び第15条の5の規定は、定年前再任用短時間</p>

改正前	改正後
<p>再任用短時間勤務職員等には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 附則第17項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>19～23 (略)</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> (略)</p> <p><u>別表第2（第3条関係）</u> (略)</p>	<p>勤務職員等には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 附則第17項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年泉南市条例第21号)第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>19～23 (略)</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> (略)</p> <p><u>別表第2（第3条関係）</u> (略)</p>

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則 (令和4年12月21日条例第35号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という）。」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和4年12月21日条例第35号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という）。」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規</p>

改正前	改正後
<p>定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))とする。</p>	<p>定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))とする。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 (令和4年12月21日条例第36号)</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</p>	<p>附 則 (令和4年12月21日条例第36号)</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</p>



議案第 1 1 号補助資料 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(外国語指導助手等の報酬等)</p> <p>第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業により外国語指導助手、国際交流員又はスポーツ国際交流員（以下「外国語指導助手等」という。）として任用される者の報酬は、月額とし、<u>280,000円以上330,000円以下</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(外国語指導助手等の報酬等)</p> <p>第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業により外国語指導助手、国際交流員又はスポーツ国際交流員（以下「外国語指導助手等」という。）として任用される者の報酬は、月額とし、<u>335,000円以上360,000円以下</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>



議案第12号補助資料 職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料</p>

改正前	改正後
<p>月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中</p> <p>「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> <p>とあるのは</p> <p>「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>8～14 (略)</p>	<p>月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する<u>一般職</u>の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>7 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中</p> <p>「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> <p>とあるのは</p> <p>「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>8～14 (略)</p>

議案第13号補助資料 泉南州市税賦課徴収条例等新旧対照表

第1条 泉南州市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第52条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第52条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p>

改正前	改正後
<p>第81条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p>第81条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>
<p>第119条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第119条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条 泉南市都市計画税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～5 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7～19 (略)</p>	<p>附 則 1～5 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7～19 (略)</p>

第3条 泉南市入湯税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第8条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号</p>	<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第8条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号</p>

改正前	改正後
において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 2 (略)	において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 2 (略)

議案第14号補助資料 泉南市子どもの権利に関する条例新旧対照表

泉南市子どもの権利に関する条例新旧対象表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第3章 <u>条例の実施と検証</u> (第15条・第16条)</p> <p>第4章 <u>雑則</u> (第17条)</p>	<p>目次</p> <p>第3章 <u>子どもの権利の救済</u> (第15条—第17条)</p> <p>第4章 <u>条例の実施と検証</u> (第18条・第19条)</p> <p>第5章 <u>雑則</u> (第20条)</p> <p>前文 (略)</p> <p><u>2025年3月、再びかけがえのない生命と尊厳が喪われることがないよう、改めて子どもの権利が擁護、救済されるまちをめざし、条例を改正します。この条例とともに育ってきた子どもや若者たちが、前文を書き継ぎました。</u></p> <p><u>私たちは12年間を条例のある泉南ですごし、子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。</u></p> <p><u>私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。</u></p> <p><u>「どうにもならないこともあるけれど、人に助けを求めるハードルが低くなった。」</u></p> <p><u>「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」</u></p> <p><u>子どもの権利はやさしく心づよい存在です。</u></p> <p><u>「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」</u></p> <p><u>だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。</u></p> <p><u>——権利とともに 私たちとともに——</u></p> <p>第3章 <u>子どもの権利の救済</u></p> <p><u>(子どもの権利救済委員会の設置)</u></p> <p>第15条 <u>市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するた</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>め、第6条第2項に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設けます。</u></p> <p><u>2 市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」に基づき、子どもの権利が侵害されている疑いがもたれるとき、第6条第1項に規定する子どもの権利に根差して救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます。</u></p> <p><u>3 救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。</u></p> <p><u>(救済委員会の職務)</u></p> <p><u>第16条 救済委員会は、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」が具体的に実現されるよう、次に掲げる事項を自らの職務として担います。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項に基づく相談及び救済の申立てを受けること。</u></p> <p><u>(2) 前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。</u></p> <p><u>(3) 調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 前号を受けて講じた措置について、報告を求めること。</u></p> <p><u>(5) 前各号の内容について、必要と認めるときは、その内容を公表すること。</u></p> <p><u>(6) 子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと。</u></p> <p><u>2 救済委員会は、第19条第2項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます。</u></p> <p><u>3 救済委員会は、第1項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します。</u></p> <p><u>(救済委員会に関する市等の責務)</u></p> <p><u>第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません。</u></p> <p><u>2 前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>第3章</u> 条例の実施と検証</p> <p>(条例の実施と広報)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(条例の実施に関する検証と公表)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」といいます。）を設けます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>条例委員会及び市民モニターは、相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章</u> 雑則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p><u>3 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補助を行うために、子どもの権利相談員を置きます。</u></p> <p><u>4 市及び子ども施設は、救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。</u></p> <p><u>5 市は、子どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章</u> 条例の実施と検証</p> <p>(条例の実施と広報)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(条例の実施に関する検証と公表)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者と市民により構成する、子どもの権利条例委員会（以下<u>この条において「条例委員会」といいます。</u>）を設けます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>条例委員会は、市民モニターと相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための調査、審議その他の活動を行い、市長に対して必要な報告等を行います。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 雑則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p>

改正前				改正後			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
(略)				(略)			
子どもの安全委員		日額 7,500円		子どもの安全委員		日額 7,500円	
いじめ問題対策委員会 委員	委員長		日額 7,500円	子どもの権利救済委員			
	その他の委員		日額 7,500円				
	重大事態に係る事実関係の調査審議における委員長		日額 50,000円	委員長		日額 7,500円	
	重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	会議に出席する場合	日額 9,800円	その他の委員		日額 7,500円	
調査、調査により収集した情報の検証等を行う場合		時間額 9,800円	重大事態に係る事実関係の調査審議における委員長		日額 50,000円		
重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	会議に出席する場合	日額 9,800円	いじめ問題対策委員会 委員		重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	会議に出席する場合	日額 9,800円
	調査、調査により収集した情報の検証等を行う場合	時間額 9,800円				調査、調査により収集した情報の検証等を行う場合	時間額 9,800円
(略)				(略)			

議案第15号補助資料 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>



改正前	改正後
<p>(法第39条の5第1項の規定に基づく土砂採取料等)</p> <p>第13条 法第39条第1項の規定により漁港の区域内の水域（市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。）<u>又は公共空地</u>について土砂採取又は<u>占有の許可</u>を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める土砂採取料又は占有料（以下総称して「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>国の機関又は地方公共団体が当該土砂採取又は占有を行う場合</u>については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前条第2項から第4項までの規定は、土砂採取料等について準用する。この場合において、同条第2項中「占有料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「<u>前項第1号の占有料</u>」とあるのは「<u>次条第1項第2号の占有料</u>」と、同条第3項及び第4項中「占有料等」とあるのは「土砂採取料等」と読み替える。</p>	<p>(法第39条の5第1項の規定に基づく土砂採取料等)</p> <p>第13条 法第39条第1項の規定により漁港の区域内の水域（市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。）<u>及び公共空地</u>について土砂採取若しくは<u>占有の許可</u>を受けた者又は<u>法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める土砂採取料又は占有料（以下総称して「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>法第39条第4項の国の機関及び地方公共団体が当該土砂採取又は占有を行う場合</u>については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前条第2項から第4項までの規定は、土砂採取料等について準用する。この場合において、同条第2項中「占有料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「<u>同項第1号の占有料</u>」とあるのは「<u>次条第1項第2号の占有料</u>」と、同条第3項及び第4項中「占有料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「<u>前項各号に規定する許可</u>」とあるのは「<u>法第39条第1項の規定による土砂の採取若しくは占有の許可又は法第43条第1項の認定</u>」と読み替える。</p>



議案第17号補助資料 泉南市下水道条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第15条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>第15条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>



議案第18号補助資料 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正前							改正後							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表							
(単位 千円)							(単位 千円)							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	789

